

くわなスタートアップ・オープンフィールド構築等支援業務仕様書

1 委託業務の名称

くわなスタートアップ・オープンフィールド構築等支援業務委託

2 業務内容

令和5年度に策定した「くわなスタートアップ・オープンフィールド戦略」の内容や、令和6・7年度に実施したスタートアップとの事業共創プログラム「MASH UP! KUWANA」の実績等を踏まえ、桑名市（以下「本市」という。）をフィールドとした新たなチャレンジや課題の解決を通じて、スタートアップとの共創を生み出し続けることを理念とした「くわなスタートアップ・オープンフィールド」（以下「オープンフィールド」という。）を構築するため、下記の業務を行う。

2.1 実証プログラム（事業共創プログラム）の実施

オープンフィールドの本格運用に向けて、仕組みづくりを効果的に行うため、スタートアップの提案募集から実証までのサイクルを一巡する実証プログラムを実施する。実証プログラムの実施に際しては、下記の条件を遵守すること。

- 2.1.1 市内事業者や地域団体、桑名市役所の各課室等（以下「市内ホスト」という。）とスタートアップが共創し、新たなチャレンジや課題解決を行うための取組（以下「共創プロジェクト」という。）を採択・組成し、それらを積極的に支援すること。なお、単なる既存サービス等の導入のみでは、本プログラムの対象外となるので留意すること。
- 2.1.2 共創プロジェクトは、よりブラッシュアップされた状態を目指すことができるように、複数月にわたって実施されるものであること。
- 2.1.3 共創プロジェクトの組成は原則公募によるものとし、共創プロジェクト数が4つ以上となるように努めること。
- 2.1.4 オープンフィールドの自走化を意識し、本市が実施する業務の整理を行うこと。また、それに必要な助言を行うこと。
- 2.1.5 スタートアップとの共創に対する理解を促進するため、市内ホストの巻き込みに資する取組を用意すること。
- 2.1.6 令和6・7年度の事業共創プログラム「MASH UP! KUWANA」にて組成した各共創プロジェクトに対し、必要なフォローアップを行うこと。
- 2.1.7 スタートアップとの共創を効果的に生み出し続けられる機能の検証にあたって、変更契約が必要となった場合には、本市と協議の上、変更契約を締結するものとする。
- 2.1.8 その他の内容については、本業務開始後に本市と協議して決定すること。

2.2 イベントの開催

本市におけるスタートアップとの共創に対する機運を醸成するためのイベン

トを開催する。また、上記のイベントとは別で、本市のアントレプレナーシップの醸成に資する取組を実施する。詳細については、本業務開始後に本市と協議して決定する。

2.3 市内外への情報発信

SNS や受託者のプラットフォーム等を活用し、本市の取組や市内ホストとスタートアップとの共創事例について認知促進を図る情報発信を行う（特に本年度においては、市内ホストの巻き込みに注力していくため、各種イベントの開催時期以外のタイミングにおいても情報発信を行う）。

2.4 オープンフィールド用ホームページの運用

オープンフィールド用ホームページを運用する。

3 進捗報告

本業務の進捗状況及び課題等について、定期的に報告・協議を行うこと。

4 成果物の提出

4.1 本業務終了後、速やかに報告書及び成果物を提出すること。

4.2 報告書及び成果物については、電子データによる提出とする。

4.3 電子データの提出方法については、本市と協議の上、決定するものとする。

5 その他特記事項

5.1 受託者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

5.2 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に対しては速やかに報告すること。

5.3 受託者は、業務の詳細について、本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。

5.4 本仕様と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技法又はアイデア等があるときは、委託者に対して積極的に提案すること。

5.5 受託者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め委託者が認めた場合はこの限りではない。

5.6 受託者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防

止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- 5.7 事業に関する制作物等の二次利用については、協議により使用可能とする。
- 5.8 受託者は、本業務の実施にあたり、本市においてデジタルトランスフォーメーションを推進している現状に鑑み、情報通信技術を積極的に活用しペーパーレス化に努めること。
- 5.9 本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。